

みやぎ受発注ニュース vol.2

公益財団法人みやぎ産業振興機構（令和3年5月25日発行）

TEL : 022-225-6637 FAX : 022-213-9734 E-mail : biz@joho-miyagi.or.jp

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14番2号 URL : <https://www.joho-miyagi.or.jp>

外国出願を費用面から支援します！

（公財）みやぎ産業振興機構では、中小企業等による海外での産業財産権の取得を資金面から支援し、海外での知的財産活動の活性化を図ることを目的として、外国出願に要する経費の一部を補助しています。

令和3年度 宮城県中小企業等外国出願支援事業

募集期間	令和3年5月12日(水) ~ 令和3年6月18日(金)
補助対象者	諸外国への特許、実用新案、意匠又は商標出願を予定（複数案件も可）しており、「本事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力でき、かつ外国特許庁への出願・登録業務を依頼する国内弁理士等の協力を得られる、または自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者」で、次のいずれかの機関であること （1）宮城県内に事業所を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（※1） （2）地域団体商標に係る 外国特許庁への商標登録については、上記の（1）及び商工会議所、商工会、NPO法人等 （3）法人資格を有しない個人で事業を営んでいる方（個人事業主） ※1「中小企業者で構成されるグループ」 構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者
補助対象	日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、 年度内 に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件（特許協力条約に基づく国際出願「PCT 出願」における国内移行や、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願「マドプロ出願」を含む）であるもの。
補助対象経費	外国特許庁に出願するための経費（外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用） ※採択前に発生した費用、日本国特許庁に支払う費用については、対象となりません。
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助上限額	・特許 150万円 ・実用新案、意匠、商標 各60万円 ・冒認対策商標 30万円 但し、1企業に対する補助金の上限額は300万円
補助対象期間	採択決定後 ~ 令和4年1月14日(金)まで

※詳細は（公財）みやぎ産業振興機構ホームページをご覧ください。

（公財）みやぎ産業振興機構ホームページ（<https://www.joho-miyagi.or.jp/gaikoku-shienn>）

【問い合わせ先】公益財団法人みやぎ産業振興機構 産業育成支援部 地域連携推進課

TEL : 022-225-6638 FAX : 022-263-6923 E-mail : koudo@joho-miyagi.or.jp